

### 〈書評と紹介〉 木下光生著 『貧困と自己責任の近世日本史』

松沢, 裕作 / MATSUZAWA, Yusaku

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

721

(開始ページ / Start Page)

76

(終了ページ / End Page)

80

(発行年 / Year)

2018-11-01

# 書評と紹介

木下光生著

## 『貧困と自己責任の 近世日本史』



評者：松沢 裕作

### 1 本書の内容

#### 序章

本書の問題意識は、今日の日本社会が、なぜ「貧困の公的救済に対して異様に冷たく、貧困をもたらす原因として極度に自己責任を重視する」という特徴を持つのか、その歴史的背景を説明するという点にある。著者はその作業は近代以前に遡る必要があるとして、近世日本の村社会を対象として、「貧困の歴史を複眼的に追究する力を鍛え上げ」ることを本書の課題として掲げる。

#### 第I部 世帯経営から見つめる貧困

##### 第一章 村の「貧困」「貧農」と近世日本史研究

本章は先行研究の批判的検討にあてられている。第一に、従来の研究において「貧農」という単語が、いかなる意味において貧困であるかという意味内容を伴っていなかったことや、貧困が「困窮」を主張する村方の嘆願史料に依存して実証されてきたという難点が指摘される。第二に、研究の現状においては(1)年貢重課

による貧困の発生という理解は成立しない、(2)耕作放棄は農家による戦略的な対応であり、貧困の結果とはいええない、(3)農業規模の大小では貧困か否かは判別できず、諸生業の複合を通じた農家収支のデータ抜きに貧困か否かを論じることはできない、と主張される。第三に、近世の村社会における「貧困」を語るためには、村内各世帯の全収支データという客観的情報、近世における許容可能な生活水準の主観的認識の分析の双方を通じた貧困線設定が必要であると述べられる。著者によれば、この作業をおこなっていない近世史研究には「村の貧困や貧農を語る資格は一切ない」。しかし、同時に著者は「議論を放棄するのは」「思考停止」である以上、(1)近世史料にあらわれる「困窮」「貧窮」の「質」を「さまざまな視角から地道に検証」するか、(2)「餓死」という「わかりやすい」指標にまで貧困線を引き下げること、議論を組み立てるか、の2つの方法で近世社会における貧困を検討する必要があると述べる。

#### 第二章 19世紀初頭の村民世帯収支

#### 第三章 家計から迫る貧困

この2つの章は一連のものであり、1808(文化5)年、大和国吉野郡田原村(現在奈良県宇陀市の一部)で、領主に困窮を訴え、年貢額の引き下げを求める目的で作成された『去卯年御田畑出来作物書上帳』の分析にあてられる。第二章はこの史料の紹介、第三章が分析である。

この『書上帳』には、1807(文化4)年の、田原村内41世帯について、世帯人数、農業・非農業の総収入、年貢・村入用、農具・肥料代、借入利払い、食費およびその他消費などの総支出、そして差引収支が世帯ごとに書き上げられている。このうち黒字世帯は3世帯のみで、残

る38世帯は差引収支赤字となっている。著者はその全数値を示したうえで、「総支出／総収入」（「経営健全度」と著者は呼んでいる）、「等価可処分所得」「主食エンゲル係数」を算出している。これらの数値と、宗門人別帳に示される所持石高、各世帯の1808年以降の石高推移および破産・夜逃げ等の情報から、著者は次のような知見を導いている。(1) 石高、経営健全度、等可処分所得のあいだに相関はない。(2) 個々の経営の赤字のなかでおおきな比重をしめているのは「飯料」（食費）と、「造用」（「個人支出にあたる」と著者は推定している）であり、年貢ではない。(3) 1807年に「経営健全度」が高い世帯でも、その後破産・夜逃げに追い込まれている例もあり、また「経営健全度」が低くとも生き残り続ける世帯も存在する。そこには「貧困にいたる客観法則などない」。著者の結論は、世帯の経営破綻をもたらすものは「飯料」と「造用」の水準を維持しようとする人々の動向であり、領主や特権商人といった「外在的」な要素ではない、というものである。

#### 第四章 生き抜く術と敗者復活の道

本章では、物乞いと夜逃げという2つの現象に注目し、その事例を提示することで、その複雑さが論じられる。第一に、物乞いに出る者の背景には、完全に離村して流浪する人びとだけでなく、村に居住し続けながら、経営の生業の一部として物乞いをおこなうもの、家族の一部が物乞いに出るもの、などさまざまなパターンがあったことが示される。第二に、夜逃げして離村した者の行く末についても、近隣村ないし離れた村で番人として定着することがありうること、また一定の時間をへて帰村する場合があります。それに対する村側の対応は、一方で物乞い・夜逃げを許容する「包容力」を示す一方で、それを拒否する「冷徹さ」も看取され、その両者の「せめぎ合い」が

存在した、とされる。

## 第II部 貧困への向き合い方

### 第五章 せめぎ合う社会救済と自己責任

本章の主題は、村人の没落や貧困に直面した場合の、近世の村の対応である。著者は近世の村が貧困者救済の機能を持っていたことを確認する一方で、村請制下で発生する村人の年貢の不納分を、ただちに村全体で立て替えるのではなく、親族や子孫に負担させる、「自己責任」的選択肢を有していたことも指摘する。このように、近世の村には「村の公的責任と村民の自己責任」の2つの路線が、時間的にどちらが先というわけではなく、当初から並存しており、その都度の選択は、救助を受ける側の「見栄」や「いたたまれなさ」といった感情ともからみ合いつつ、せめぎ合っていた、とされる。

### 第六章 操作される難渋人、忌避される施行

本章では、1866（慶応2）年の米価騰貴に際し、河内国丹北郡六反村（大阪市）で作成された難渋人調査を素材に、村における救済の様相が検討される。この村には領主からの御救銀が下付されると同時に、村独自の対策として、備蓄米の貸付、安売り、施行の3形態による放出がおこなわれた。その分配のために難渋人調査がおこなわれ、難渋人は3階層に区分されるが、この名簿に記載されるのはほぼ小作人のみに限られ、地主・小作の利害関係のなかでこの対策が実施されたことがうかがわれる。また、この名簿のうち1人当たり配分基準額がもっとも多いのは中間の層であり、下層には村内に小作地を持たないものが多いことから、救済の小作人中心主義がうかがわれる。ただし、実際の救済実施にあたっては名簿は操作され、最高基準額での配分を受けているものがかなりの数に及ぶ。一方、救済を受ける側には、無料で救済を受ける施行ではなく、貸付ないし安売りと

いう対価支払いを伴う救済措置を望む動向がみられ、これは、施行を受けた場合に、衣服の制限や名前の公示といった屈辱を伴う制裁措置がおこなわれていたことが背景にあると著者は推測している。

## 第七章 公権力と生活保障

本章は、貧困救済における領主権力の機能に関する研究史の批判的検討と、それにかわる歴史像の仮説的スケッチである。著者によれば、これまでの研究は、近世初期には存在していた領主の貧困救済の役割、すなわち「御救」が、時代が下るほど後退するという「御救後退史観」で一貫してきた。しかし、それでは近世初頭から領主が村や町に貧困層救済の責任を求めてきた点や、幕末にいたっても領主が御救を実施している点の説明がつかない。むしろ領主による御救の発動は臨時的、限定的であったことが近世を一貫する領主権力の本質であったと主張される。

## 第八章 個の救済と制限主義

本章も仮説的なスケッチである。権力がどこまで個別の困窮者1人ひとりを把握し、「個の救済」を志向していたかという論点について、古代から近代にいたる日本の救貧政策を概観し、古代、近世、近代が個の救済がおこなわれた時期、中世がおこなわれなかった時期と分類される。ただし、個の救済がおこなわれた時期にも救済は制限主義的である点では一貫していた。中世から近世への移行によって個の救済は「復活」するが、それは被救済者に対する「社会的制裁」を伴うものであったことが指摘される。また、こうした日本のあり方が近世イングランドの救貧制度と比較され、個の救済、制限主義、負の烙印の強要という点で共通性があったことが指摘される。

## 終章

本書各章の知見が整理され、近世日本におけ

る貧困救済の基調は「自己責任と臨時性」にあったと結論づけられる。こうした「自己責任と臨時性」は、現代日本にまで影響を及ぼし、「恒常的で十分な生活保障を良しとする歴史的訓練をまったく積み重ねてこなかった」という歴史的背景のもとで、現代日本の公的救済への冷淡さが生じていると指摘される。また、比較史的には、救済が公共財源の扱いとなっていたことが近世日本の特質であり、それが救済受給者の存在を「負担」と感じさせる構造を生み出したのではないかという展望が述べられている。

## 2 評価

本書の問題設定には注目すべきものがあるといつてよい。すなわち、現在の日本における公的救済に対する人びとの「冷淡さ」がいかなる歴史的背景を持つのか、それを、「新自由主義」一般の問題に還元せず、近世から積み重ねられてきた人びとの経験をもとに考察する必要があるという論点の提起である。

こうした論点にかかわって評者が本書中もっとも重要な指摘であると評価するのは本書第五章の知見である。本書第五章は、村がたしかに貧困者を救済する機能を持ちつつ、それが被救済者に対してスティグマを与えるものであり、すなわち貧困自己責任観を前提とした救済であったことを指摘する。

第五章の知見で注目すべきことは引用される史料の多くが年貢の不納に係るものであるという点であろう。著者も指摘する通り、年貢の不納によって村が救済機能を発揮せざるを得なくなるのは、村請制によって年貢納入の責任が村に課せられており、不納分が他の村構成員の負担にならざるを得ないからである(213頁)。それゆえに貧困に陥ることは他の構成員の「迷惑」であり、その責任追及がなされると同時に、村内での「迷惑」な負担をめぐる押し付け

合いが発生するわけである。近世の村が村請制の村であることの重要性を確認しておきたい。

しかし、全体としてみた場合、本書がその問題設定に対し、歴史的な史料分析に基づく研究として十分な寄与をなしているかといえ、評者はこれに否定的である。とりわけ、著者がその画期性を主張する第二章・第三章の大和国吉野郡田原村『去卯年御田畑出来作物書上帳』の分析には問題が多い。

改めて確認すれば、この『書上帳』は、一村41世帯の、1807年の世帯別収支の書き上げである。この史料について、著者はそこに示されている情報が、これまでの近世史研究で扱われてきた史料とは隔絶した質のものであると主張する。この主張と、それに基づく本書の立論は果たして妥当であるか検討してみよう。

第一に、史料の示す情報の解釈に問題がある。本史料における世帯ごとの収支計算のうち、支出の大きな部分をしめる「飯料」（食費）と、「造用」（「個人支出にあたりと想定される」と著者は述べる）の額が、それぞれ1人当たり銀81匁、銀50匁と固定されていることである。この数値の問題性には著者も留意しており、そのうえで、飯料をこの基準額より少なく計算している世帯があることから、「なるべく実額を示そう」としている（75頁）。しかし、本書に掲げられたデータを検討すると、1人当たり飯料が基準額を下回っている世帯は41世帯中8世帯にすぎない。また、「造用」にいたっては、1世帯を除いてすべて1人当たり銀50匁の基準額が適用されている。つまり、大部分は基準額に世帯人数をかけて機械的に食費とその他生活支出が計上されているのである。家計収支計算において、支出の構造が世帯ごとにどのような特徴を有するかは決定的に重要な情報である。この点において本史料は

実態を反映したものとはいえない。

この点について著者は、基準額は「これくらい食べて当たり前だ」という認識のあらわれ「1人当たり年間これくらいの個人費があてられてしかるべきだ」という当事者たちの認識を示していると述べる（78頁）。この主張自体は理解できないわけではない。とすれば、当該史料が示す家計収支とは（収入の計算は妥当であると仮定すれば）、「このぐらゐの生活水準をおくのが当たり前と認識される水準の生活を仮におくたつとすれば、現実の収入に比してこれだけの黒字ないし赤字が出る」という数値を示しているにすぎないであろう（そして41世帯中38世帯が赤字を計上している）。それはそれで意味がある数値ではあるが、「実態」ではあるまい。当該史料はたしかに興味深い史料ではあるが、これまで日本近世史研究で用いられてきたモデルの世帯収支計算に比べて、隔絶した正確性を備えているとは評価できない。

それにもかかわらず、著者はこれを「実態」とみるばかりか、「実際の年収をあまり顧みないまま、飯料と造用に象徴される一般消費水準を保とうと無理をし、結局は赤字を招き入れて、破産や夜逃げの可能性を高める」（161頁）と、家計圧迫の最大の原因は「飯料」と「造用」にあると主張するのである。この史料の計算方式では世帯人数が多いほど支出が単純に増大する。こうした数値をもとにこのような主張をするのは不可能であり、またある1人暮らし世帯について「米・麦をしっかりと食べ、自分の個人支出もきちんと確保し、なおかつ単年度黒字も実現するという、見ようによっては悠々自適な独身生活」（146頁）などと表現するのは慎重さを欠く。

第二に、著者は、困窮を主張する村側の願書に依存して村の貧困を分析する研究手法を第一

章で否定しておきながら(41頁)、まさに村の貧困を領主に訴える史料である『書上帳』を用いて村の貧困を分析しようとしている。それを支える根拠は、先に述べたように、1人当たり飯料が基準額以下で計算されている家計があるという「申告者たちの正直さ」(76頁)なのであるが、これもすでに指摘した通り、大部分は基準額によって計算されている。むしろ、なぜ著者は、この史料においては、飯料と造用を固定することによって大部分の経営が赤字に陥っている数値を領主に提出することが目的であったという解釈をとらないのか。総じて本書には先行研究の全面否定が目立つが、他者の研究に適用される厳しい基準が、著者自身の研究に適用されていないのではないのか。例えば、第一章では、「いまの近世日本史研究に、村の貧困や貧農を厳密に語る資格は一切ない」と主張し、貧困研究のハードルを高く設定しながら、「いま近世日本史研究者がなすべきは……当時の人びとが紋切り型に主張する「困窮」や「貧窮」の質をまずはさまざまな視角から地道に検証していく、という作業であろう」(53頁～54頁)と、当面の課題を唐突に引き下げる。そうであるとすれば、先行研究もまた、そうした「さまざまな視角」の研究の「さまざま」なタイプとして「さまざま」に読み直すことができるのではあるまいか。

第三に、当該史料の分析から導き出される結論があまりに乏しい。著者は、当該史料から、一見家計が健全であるような世帯でも経営破綻におちいたり、多額の赤字を計上しながら存続しつづける世帯が存在することなどを挙げて、「貧困にいたる客観法則などない」(159頁)と主張する。しかし、一般的に言って、41の世帯の浮沈のみを観察して、浮沈それ自体に規則性を見出せないのは当然ではなからうか。著

者の挙げる「経営健全度」という指標には、すでに述べた通り相当の疑問があり、1つひとつの世帯が経営破綻にいたる家計の分析は実現されていないのであるから、そこでは「規則性がない」という規則性を意味づけることもなされていない。「規則性のなさ」が単に事実として投げ出されるのみである。

これは単にサンプルの多寡をめぐる問題にとどまらない。そもそも貧困自己責任論を批判的に取り上げる視座というものは、個々の世帯なり個人なりをみれば、貧困におちいる原因には、病気、失業、先天的能力といった、個人の努力ではどのようにも動かしがたい偶然が介在しており、それゆえ貧困を個人に帰責するのではなく、社会全体での再分配によってそれをカバーすべきである、という前提があつてこそ意味を持つ。そのうえで、現実にはそうした偶然がいちど発生した場合それが固定化されやすいがゆえに、どのような属性を持つ個人が貧困におちいりやすいのか、という問いが立てられる。「規則性はない」という当該史料の分析の結論は、自明の前提を述べているにすぎないのではないか。

総じて、本書には、「近世日本の村人にとって物乞いのもった意味合いは奥深い」(174頁)、「物乞いに対する近世村民の態度は微妙である」(175頁)といった、結論にかかわる曖昧な表現が目立つ。個別の事象に対する結論を留保しながら、終章において近世日本社会全体の特質を一挙に語ろうとすることは、「地道に検証していく」という本書の課題と齟齬しているように評者には思われた。

(木下光生著『貧困と自己責任の近世日本史』人文書院、2017年10月、324頁、定価3,800円+税)

(まつざわ・ゆうさく 慶應義塾大学経済学部准教授)